

令和4年色麻町議会定例会2月会議会議録(第1号)

令和4年2月7日(月曜日)午前10時00分開会

出席議員 13名

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大内直子君 | 2番 | 佐藤忍君 |
| 3番 | 相原和洋君 | 4番 | 白井幸吉君 |
| 5番 | 河野諭君 | 6番 | 小川一男君 |
| 7番 | 佐藤貞善君 | 8番 | 工藤昭憲君 |
| 9番 | 今野公勇君 | 10番 | 天野秀実君 |
| 11番 | 山田康雄君 | 12番 | 福田弘君 |
| 13番 | 中山哲君 | | |

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 1番 | 大内直子君 | 2番 | 佐藤忍君 |
|----|-------|----|------|

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------------------|--------|
| 町長 | 早坂利悦君 |
| 副町長 | 山吹昭典君 |
| 総務課長 | 鶴谷康君 |
| 企画情報課長 | 菅原伸一郎君 |
| 町民生活課長 | 今野和則君 |
| 保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長 | 浅野裕君 |
| 子育て支援室長 | 今野健君 |
| 産業振興課長兼愛宕山公 園管理事務所長 | 山田栄男君 |
| 建設水道課長 | 渡邊勝男君 |
| 教育長 | 半田宏史君 |
| 教育総務課長兼学校給食 センター所長 | 竹荒弘君 |

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長
書 記

高 橋 正 彦 君
小 松 英 明 君

議事日程 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会議日程の決定
 - 日程第3 議案第2号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第11号）
 - 日程第4 議案第3号 色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び色麻町消防団条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第4号 色麻町犯罪被害者等支援条例の制定について
 - 日程第6 常任委員の選任
 - 日程第7 議会広報常任委員の選任
 - 日程第8 議長の常任委員辞任の件
 - 日程第9 議会運営委員の選任
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会議日程の決定
 - 日程第3 議案第2号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第11号）
 - 日程第4 議案第3号 色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び色麻町消防団条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第4号 色麻町犯罪被害者等支援条例の制定について
 - 日程第6 常任委員の選任
 - 日程第7 議会広報常任委員の選任
 - 日程第8 議長の常任委員辞任の件
 - 日程第9 議会運営委員の選任
-

午前10時00分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年色麻町議会定例会を再開し、2月会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

長より提案された会議事件は、議案3か件であります。

また、議会内部における常任委員の選任、議会運営委員の選任などの案件が4か件となっております。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

○議長（中山 哲君） これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、1番大内直子議員、2番佐藤 忍議員の両議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。2月会議の日程につきましては、本日1日といたしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、2月会議は本日1日と決しました。

日程第3 議案第2号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第11号）

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第2号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第2号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,832万9,000円を追加し、予算総額をそれぞれ50億2,145万6,000円とするものであります。まず、歳入から申し上げます。議案書7ページを御覧ください。

第11款地方交付税第1項地方交付税は、令和3年度限りの臨時費目といたしまして、臨時経済対策費などが創設されたことによりまして、普通交付税が9,199万8,000円の増となりました。本年度の普通交付税の総額は22億2,357万4,000円となりました。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金273万3,000円の増。

第16款県支出金第2項県補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業補助金16万6,000円の増。

第19款繰入金第2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を4,060万円減額し、予算上の繰入金は1億9,670万円となりました。

第22款町債第1項町債は、臨時財政対策債3,596万8,000円を減額しております。

次に歳出、8ページを御覧ください。

第2款総務費は合計で608万4,000円の増額で、主なものは、第1項総務管理費の12目情報システム管理費で、県自治体情報セキュリティクラウドシステム改修委託料199万円の増。第15目社会保障・税番号制度管理費で、住基システム改修委託料330万円の増などとなっております。

9ページになります。飛びまして9ページです。

第8款土木費は第2項道路橋梁費において、除雪に係る経費といたしまして除雪車運転委託料330万円や、除雪車両等借上料700万円など、合わせまして1,166万円の増となっております。

次に、4ページにお戻り願います。

第2表地方債補正になりますが、臨時財政対策債の限度額を1億3,126万9,000円から3,596万8,000円を減じまして9,530万1,000円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和3年度色麻町一般会計補正予算（第11号）の概要を申し上げます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書7ページ、歳入から入ります。

歳入。

第11款地方交付税第1項地方交付税。（「なし」の声あり）

第15款国庫支出金第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第22款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

8 ページ、歳出に入ります。

第 2 款総務費第 1 項総務管理費。（「なし」の声あり）

第 3 款民生費第 2 項児童福祉費。（「なし」の声あり）

第 4 款衛生費第 1 項保健衛生費。（「なし」の声あり）

第 6 款農林水産業費第 1 項農業費。（「なし」の声あり）

第 8 款土木費第 2 項道路橋梁費。3 番相原和洋議員。

○3 番（相原和洋君） おはようございます。お尋ねいたします。

12 節、13 節について今回の予算措置、除雪に関するものという説明を受けました。これの予算措置の具体的な内訳、期間等を含めお示しいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

委託料につきましては、昨年度より 3 台ほど多く委託お願いしております。その分につきまして 330 万円ほど計上させていただきました。

借上料につきましては、その分少なくともはなっておりますけれども、昨年と比べまして約 800 万円ですか、800 万円ほど少なく計上させていただいております。ですね、そういうことでございます。

○議長（中山 哲君） 課長、委託料と使用料のあいだ、賃借料についてだよ。

○建設水道課長（渡邊勝男君） すみません。お答えいたします。

賃借料につきましては、委託料につきましては、先ほど申しあげましたとおり、3 台ほど多く委託費として計上しておりますので、その分多く計上させていただきました。

借上料につきましては、昨年度より台数的には 1 台ほど多く借り上げておまして、除雪ドーザーとかですね、それを 1 台多く借り上げておりますので、その分若干増えておりますけれども、実際その稼働した時間を今計算しておりますと、若干少なく計上してもよろしいのかなということございまして、昨年度よりは少なく計上させていただいております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3 番（相原和洋君） 私の聞き方がまずかったのかどうかと思うんですけども、簡単に具体的な内容を聞いているんですよ。要はこの 12 節委託料、運転手の委託料だと思われまます。現在何名で、今回その何名の方に対して日割り等を含め設定なされたものと思われるんですが、そこをお尋ねしているのが 1 点。

2 点目の 13 節についての使用料、借り上げ車両についてということなんですけども、今現在何台が町内で除雪、動いていて、今回それに対して期間を、どのくらいの日程を設定した中で予算措置をしたということをお尋ねしているんですが、今一度分かりやすく御説明いただけないかと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 大変申し訳ございませんでした。

委託料につきましては、昨年度より、先ほど申し上げましたとおり、3台多く委託させていただいております、台数につきましては。

○議長（中山 哲君） 課長、700万円については何台で、何日分かと、そいつを聞いてんの。だから、委託料は何人でということ聞いてんの、この予算の中身。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

相原議員の2回目の質問に対する回答をお願いいたします。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 大変申し訳ございませんでした。

委託料といたしまして、今シーズンの時間数として約940時間ほど見ておりました。12月と1月で委託料でございますと、12月時点でもう431時間使用しております、その不足分といたしまして、今後必要だろうと思われる金額といたしまして330万円ということで、時間数にいたしますと約1,000時間ほど今回補正させていただきました。トータルですと1,900時間ほどということでございます。

重機等借上料につきましても同じように、12月で734時間ほど使用しております、1月15日時点でございますけれども、こちらにつきましては1,048時間使いまして、1,780時間ほど使用しております。これに対しても少ないと、使用しておりますので、追加分といたしましてこちらにつきましては時間数ですね、単価がその借り上げる重機で違いますので、大体これぐらいあればいいのではないかという、大変申し訳ないんですけれども、これぐらいの金額ということで計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解しました」の声あり）ほかに質疑ありませんか。小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま説明を受けたんですが、これ補正予算ですよ。さらに突発的あるいは社会的、自然的な面で多分、当然、今年の雪に関しては皆さん御存じのとおりなっていると思うんですが、ただ、総額でここではじき出した1,166万円、その積算根拠があまりにも曖昧、説明不足ではないかなと。先ほどの3番議員の質問に対して思っているんですが、もう少し自然的な面もありますが、不確定的な要因があるんですが、もう少しその辺は積算を明確にして、分かりやすく計上すべきではないかなと思われませんが、その点について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 言われればそのとおりだと思いますけれども、先ほどの相原議員

の質問同様、こちらのほうでは詳しく積算をしながら今回補正を出したわけですが、いずれ今年も御覧のとおり積雪状態ですので、当初の予算の中には収まらないということで、これから請求受ける分と、さらに若干これからの除雪関係ありますので、その分を勘案をしながら今回補正を出させていただいたわけです。

具体的な何時間ということについては、さっき課長が言ったとおりの計算をされているわけですが、状況についてはそういう状況でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今町長から説明ありましたが、もう少し当事者だけが理解するのではなくて、補正として議場に提出する以上は、明確に説明すべきではないかなと思われれます。金額的にも大きい金額ですし、今町長がおっしゃったように、自然的なもので確定する補正はなかなか難しい、それは理解できます。

さらに、このような大雪の状況化、さらに追加なる可能性もあるやにしれませんが、今現在予測される範囲の中での説明は、もう少し明確に説明すべきではないか、その点について私は言っているのであって、金額のカタとか云々ではないわけです。そのために補正組んでいるわけです。その辺の趣旨をもう少し理解して我々議員に示していただきたいんですが、もしよければ再度説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。大変申し訳ございません。

委託料につきましては、42日間の4時間の10台ということで見ております。計算いたしますと1,680時間、1,700時間とさせていただきました。これから431時間を使用しておりますので、これを差し引きまして大体1,000時間ということで、1,000時間掛ける4,500円なんですけれども、それから今差し引いている金額を、支払いしている金額を差し引きまして、330万円とさせていただきました。

借上料につきましても先ほど申し上げましたが、730時間ほど12月、1月15日までに1,048時間支出しております。こちらにつきましては、借り上げる重機によって単価が違いますので、その単価ですね、1万2,000円ほどから9,600円ほどまでの幅がございますので、その辺につきましては、今後必要だろうと思われる金額ということで計上させていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解」の声あり）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

第4項幼稚園費。（「なし」の声あり）

第6項保健体育費。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に4ページに戻りまして、第2表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声

あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第4 議案第3号 色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び色麻町消防団条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第3号色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び色麻町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第3号色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び色麻町消防団条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

消防団員は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在であります。近年は災害が多発し、しかも激甚化する傾向にある状況の中、全国的に消防団員数は減少傾向にあり、地域防災力の低下や、地域住民の生命・身体・財産の保護に支障を来すおそれが懸念され、消防団員の確保策が喫緊の課題となっております。

こうした中で、国では消防団員の処遇等の検討会を設け、消防団員の適切な処遇のあり方等について検討し、令和3年4月に中間報告が公表されました。

この中間報告を踏まえ、対策の一つとして、出勤報酬の創設や、年額報酬などの基準を定めるとともに、報酬等の団員個人への直接支給の徹底といった消防団員の処遇の改善に向け取り組むべき事項や留意事項を取りまとめ、消防庁長官通知として「消防団員の報酬等の基準の策定等について」として、令和3年4月13日付で発出されました。

国から示された具体的な消防団員の報酬等の基準といたしましては、1つが消防団員の報酬の種類については、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬と、出勤に応じて支払われる出勤報酬の2種類とする。2つ目としまして、年額報酬の額は、消防団員の階級の基準に定める団員階級の者については、年額3万6,500円を標準とする。3つ目としまして、出勤報酬の額は、災害に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。4つ目としまして、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給するなどとなっております。これらの対策を令和4年4月1日から実施するものであります。これを受けまして、消防団の幹部の皆様と協議を行い、今般の提案内容のとおり、消防団員の処遇改善を図るというものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。審議資料1ページを御覧ください。

まず、色麻町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例であります。今回、出勤報酬を創設することから、これまで火災や警戒、演習等の際に支給していた費用弁償について規定している第2条第6項を削ります。これによりまして、第7項を繰上げて第6項とし、「農業委員会委員、監査委員及び消防団員を除く」となっていたものから消防団員を削除しまして、「農業委員会委員及び監査委員を除く」に改めます。

次に、別表第2でございますが、2ページのほうを御覧ください。審議資料の2ページのほうを御覧ください。

団員の階級にあるもの、この年額報酬を今まで3万7,000円でありましたが、4万3,000円に改めるものでございます。

増額の理由としましては、現行の報酬額は国の基準額3万6,500円を上回っておりますが、これに3万7,000円に加えてまして、自動車・積載車班員の機関員が2万5,000円、一般班員が4,900円、小型ポンプ機関員が3,700円、ラップ手が3,500円という区分で加算報酬を支出しておりました。しかし、積載車機関員と積載車班員では加算報酬に格差が生じており、また、積載車を有していない本部女性班の団員階級につきましては、支給対象となっております。これを是正するため、積載車機関員2万5,000円と積載車班員4,900円、小型ポンプ機関員3,700円の加算報酬を廃止しまして、その分を均等に分配して年額報酬の増額分に充当したというものでございます。

次に、出勤報酬を新たに創設いたします。国の基準に定められているとおり、1日8,000円として、次の時間割区分により支給するものでございます。まず、2時間以内の出動の場合は1日2,000円、2時間を超え4時間以内の出動の場合は1日4,000円、4時間を超える出動の場合は1日8,000円と定めるものであります。

今までは火災の場合は、年2回までで打ち切りということになっておりましたが、今回の改正では、そのような制限は設けておりませんので、団員の活動や労苦、苦勞に応じた報酬体系とする内容としております。

次に、色麻町消防団条例でございますが、審議資料3ページを御覧ください。

費用弁償の廃止に伴いまして、第12条で規定している費用弁償という部分の項目を削る改正となります。「報酬及び費用弁償」とあるものから「及び費用弁償」を削る改正となります。

なお、今回の改正とか、特にそれに関連するものではございませんが、団員への報酬の支給につきましては、これまで班に一括支給ということにしておりましたが、令和4年度以降は団員個人に直接支給するということで、消防団との協議も整っております。

以上、よろしく御審議を賜りまして御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 色麻町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第4号色麻町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第4号色麻町犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

誰もが突然、犯罪被害者やその家族、遺族になり得るおそれがあります。以下、犯罪被害者等と申し上げますが、犯罪被害者等は生命を奪われ、家族を失い、障害を負

わされ、財産を奪われるといった直接の被害に加え、周囲の無理解による配慮に欠けた対応などによって、間接的な被害にも苦しめられます。それにもかかわらず、犯罪被害者等は、長らく社会において十分な支援を受けてきたとは言えませんでした。

このような状況のもと、平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等に対する支援などに関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。また、宮城県においても、同じ時期に犯罪被害者等支援条例が制定されております。誰もが安全に安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪を予防するにとどまらず、犯罪被害者等に対する適切な対応と支援が必要となります。

2020年7月に発生した京都アニメーションスタジオ放火殺人事件では、遺族・被害者が全国に広がる中で、犯罪被害者を支える制度の地域格差が浮き彫りになりました。京都アニメーションスタジオには全国から人材が集まっており、犠牲者の出身地も幅広く、支援に関わった京都犯罪被害者支援センターは、「条例の有る無しだけではなく、条例があったとしても自治体によって支援に差があり、支援を受けられる人と、そうでない人がいて、とても心苦しかった」というふうにお話しされております。

傷害事件に遭えば、遺族・被害者は精神的に追い詰められるだけでなく、治療のための医療費負担がかさみ、また、殺人事件で一家の大黒柱を失えば収入が途絶えます。犯罪被害者を対象にした国の給付金制度は、受給までに半年以上かかるといった課題があります。

最近では、昨年の10月31日に京王線の車内で男女17人が刃物で刺されるなどした事件や、12月17日に大阪府北区の雑居ビルにあるクリニックが放火され、25人が犠牲になった事件。つい先日は、センター試験の東京大学前で受験生などが刺される事件。県内では、11月9日に登米市のこども園に刃物を持った男が侵入した事件などが記憶に新しいところがございます。

本町においても、支援に関する条例を制定し、不幸にも犯罪に巻き込まれて被害者となってしまった場合、その苦痛や経済的負担が軽減できるよう見舞金等を支給し、速やかに支援できるようにするものであります。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第1条は、基本法に基づき、町が国や県及び関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた支援を総合的に推進することで、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るということを目的とした規定でございます。

第2条は、本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めています。基本的には、法第2条に規定する定義に準拠しております。

第3条では、基本理念として、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方を定めています。基本的には、法第3条を準拠いたしております。

第4条は、町としての責務を規定しております。

町が事件・事故により犯罪被害者等が失ってしまった地域社会への信頼感・安心感を取り戻すことにつながるような支援を行うことは、犯罪被害者等の回復に有効だと考え

ます。町が実施する犯罪被害者等の支援に当たり、国・県・警察その他の関係地方公共団体、犯罪被害者等の支援に係る公共的及び民間の団体その他の関係するものとの適切な役割分担を踏まえて、総合的に施策を推進するために、町が必要な措置を講じることを定めたものであります。

第5条は、町民等の責務を規定いたしております。

第2条の用語の提起で町民等とは、町内に居住、通勤、通学または滞在している者及び町内において事業活動を行っている者、事業者ということになっておりますが、犯罪被害者等は、犯罪による生命や身体への直接的な被害だけでなく、心身の不調や苦痛、周りの理解不足や中傷などに苦しめられながらも十分な支援が受けられず、深刻な状況におかれていることがあります。この条では、こうした状況を町民一人一人がしっかりと認識し、二次的な被害の発生防止に配慮するよう努めるべきであることを定めたものでございます。犯罪被害者等がいわれのない二次被害に遭わないよう、犯罪被害者等がおかれた苦境を町民が理解し、支援に協力していく必要があります。犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるには、行政の取組のみならず、地域の方々の温かい理解と支えが有効です。

また、事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、犯罪被害者等の就労及び勤務について、配慮した対応に努めなければならないということになります。

第6条は、町が犯罪被害者等からの相談に応じるに当たり、町が必要な措置を講じることを定め、犯罪被害者等の安全の確保等に配慮すべき町の責務を明らかにしたものです。犯罪被害者等の多くは、様々な制度に関する情報が伝わっていないために、結果として必要な支援が受けられずにいることが推測されます。町はそのような状況を解消する相談窓口を設置、今でもしておりますが、犯罪被害者等からの相談や問合せを町の職員が受け、各種支援制度の案内や申請補助などのコーディネートを行います。

第7条は、見舞金の支給について定めております。

犯罪被害者等への経済的支援としましては、国の制度である犯罪被害給付制度があります。この制度は、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族または身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものであります。

しかしながら、この国の制度は受給までに半年程度の期間を要するということから、町として迅速な経済的支援として見舞金を支給すべく、一つは遺族見舞金30万円、もう一つは傷害見舞金10万円と定めるものであります。

この見舞金の額につきましては、町からの見舞いの気持ちを表したものであり、令和3年4月1日現在、全国でこの見舞金制度を導入している377市区町村で最も多く規定している金額というものと同額にしています。具体的・科学的な根拠に基づいた金額ではないということを御了承賜りたいと存じます。

第8条は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対

し、必要な一時的な住居提供支援策を講ずることを定めたものでございます。

第9条は、町が支援をしていることを情報提供するとともに、二次被害の防止を地域の課題として受け止め、人権や支援についての啓発を行っていくことを規定いたしております。

犯罪に遭ってしまうまでは、支援の情報は見過ごしてしまうことが多いかもしれません。いざというときに思い出すことができるよう、継続的に情報提供をしてまいります。

第10条は委任規定で、この条例に規定されている事項のほかに、必要な事項がある場合、町長が規則で別に定めることを規定したものであります。見舞金の支給対象者、遺族の範囲及び順位、支給の制限、申請関係は規則で定めることとなりますが、この条例が可決されましたならば、審議資料の4ページからありますように、規則を定め、支障を来さぬよう運用してまいります。

なお、遺族見舞金の支給対象は、犯罪行為により死亡した被害者が色麻町民でなくても、遺族が色麻町民であればいいということと、または死亡した被害者が色麻町民であることというふうに、規則案の第3条のほうで規定をいたしております。規定をいたす予定でございます。

最後に、この条例の施行期日でございますが、令和4年4月1日からとするもので、その日以降の犯罪被害から適用とするものであります。

以上、趣旨に御賛同いただきたいと存じますので、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） ただいま総務課長のほうから10条までの説明がありました。その中で、この犯罪被害者支援条例、確かに説明の中で言ったように、非常に苦しんでいる方がいると思います。こういうのをやっぱり一刻も早く制定をして、犯罪被害に遭われた方を支援する必要があると思います。大変よい条例だと思っておりますが、その中でちょっと確認をしたいことがありますので、お尋ねをします。

まず、この1条はそのとおりでありまして、犯罪被害者等支援のための施策の基本となるものだというので、これは理解しました。

2条において、この用語の意味、これについて1号、2号、3号、4号、5号とあります。1号、2号、3号、5号については理解をしておりますが、確認のためにこの4号についてお尋ねをしたいと思っております。

この町民等という定義については、町内に居住、通勤、通学または滞在している者及び町内において事業活動を行っている者をいうというふうに定義しております。だとすれば、この人たちはこの支援条例の対象となる方だというふうに理解してよろしいということですね。お願いします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 対象は規則の第3条のほうに規定しておりますが、見舞金の対象、それから遺族見舞金の対象、傷害見舞金の対象ということで、あくまで遺族見舞金につきましては、遺族が色麻町民あるいは亡くなった方が、被害に遭われた方が町民ということが対象となります。

それから傷害見舞金につきましては、あくまで色麻町民だよということに設定しております。ここで言っているその町民等というのは、そういう二次被害とか、そういう方々を対象にした町民等という規定の仕方をしておりますので、ここで言っている町民等が全てこの条例の対象になるということではないということになります。

支援の留置の段階では、広く地域社会を担っている方々、この方々を犯罪被害者等として支援することにしております。これは犯罪被害はいつ、どこで遭ってしまうか分からないということ、それから日頃、生活している場所で相談ができるようにするというためのことです。ですから、町でできる支援というのは、住民登録をしている人と、そうでない方というのは、当然異なってきます。原則としては、住民登録をしていないという方につきましては、情報、相談、情報提供、その方が住民登録をしている自治体の橋渡し、そういうのを考えていますので、この30万円の支給とか10万円の支給がここに載っている、色麻町で働いている人だ、通学している人までが対象になるというのではなくて、あくまで住民登録が前提だよという条例の内容になっています。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今総務課長が答弁したようなふうには解釈できないんですね。この文言だけではね。町民等ということで、この人たちにも犯罪被害者支援条例の責務を課すわけでしょ。義務を課すわけでしょ、いわゆる。それは二次被害を防止するためだよって言う言い方をしている。でも、二次被害を防止するために町民等という文言を使ってこの方々に義務を課すんだよということ、どこにもうたっていない。そうすると、この義務と権利というのは、表裏一体だと思うんですね。違うんでしょうか。義務を課される方は、それによってその自治体で条例によって定めた権利が行使できるというふうに解釈するんですよ。そうじゃないんでしょうか。そうすると、この支援条例の、これが万が一、事案が発生して適用事案が出た場合、混乱するのではないのかなあという危惧があるんですけども、この町民等という定義をしたことによって、この方々にも町民等というふうに定義された方々に対しても、私はこの条文からいけばは、適用するべきであって、そうするんだというふうにしかって取れないんですよ。ただ、規則ではそのように定めるということでもありますけれども、あくまでも普通の場合は、我々は規則見ません。町民の一般の方はね。条例等が施行されれば、それらについて条例ではどうなっているか、どうなんのかなあというふうにしかって理解できないと思うんですけども、もうちょっと分かりやすく説明していただければと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 分かりやすく説明ということですけども、まず、この義務という、絶対的義務ではなくて、あくまで努力してくださいという規定になります。当

然、罰則もないので、こういうことが起きたら、そういうことをしないでくださいよということをこの条文では言っていると。義務ですよ、絶対的な義務ですよというものではなくて、あくまで努力規定だというふうに解釈していただければよろしいかと思うんですが。

憲法もそうですけれども、条例とかというのは、大体大枠を設定して、細かい部分は規則で定めるのが一般的な条例になってますので、その条例の中で全てを定めて細かく条例をつくるというのも、それも否定はしないんですけれども、あまりそういう手法は取っておりませんので。普通、この金額すら規則で定めている自治体も相当数あります。30万円、10万円を条例では金額支給するというだけにとどめて、その金額の内訳は規則で定めている自治体も相当数ありますよと。

ただ、うちのほうはそういう条例のつくり方、あまりしていないので、条例の中で金額まできちっと議決をいただいて額を定める。変えたい場合はしっかりと議決をいただいて変えるという方向にしています。

町民等、色麻町内にいて犯罪に遭った人全てを対象にする、あるいはほかの市町村もそうですけど、そういう設定をしている条例は全くないとは言いませんが、ほぼないと。ですから、基本的には自分の町のところに関係した方に対しての支援をつくるということになります。

全ての自治体でこれができてしまえば、この条例ができてしまえば、30万円、10万円は別として支援していただければ、どこかでそういう支援を受けられることにはなるんですけれども、それを我が町は誰でもいいよということにするのか、そうでないのかということになったときに、一般的にはその各自治体の住民登録というところを要件にしているのがほとんどでございますので、色麻町も同じように色麻町民ということを前提にして規定するという条例の内容にしています。あくまでその定義の中ではいろいろ町民等と、いろんな条例で出てきますが、大体こういう表現をしていると。対象者は住民登録をしているよという設定の仕方がほとんどだと思われまして、あくまで色麻町の支援条例だということにしておけば、その辺は考え方なんですけれども、それを色麻町にいて犯罪に遭った人皆だよというふうにしても、それはそれでいいと思うんですけれども、そういうことにしている自治体がそんなにないということから、うちのほうもそのような設定の仕方をしたということで御理解賜りたいと思います。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） よその自治体でそういう事例がないということで、本町がそれにやったという話なんですけれども、冒頭の説明では実際、1,700以上ある自治体の中で377つて言いましたよね。そうすると、同じような状況の中で被害に遭われる方が複数名になった場合、それが2人以上、それ以上の、人数ははっきり分かりませんが、2人以上、複数ということになると。そうした場合、被害に遭った場合、町内の人はこの支援条例の対象になる。町外の人はない。当たり前だって隣の声がありますけれども、でも、やはり犯罪被害者っていうのは同じくくりなんですよね。ただ、町内、町

外って色分けするってだけであって。やはり、その辺に義務を課す権利というものの表裏一体の考え方からすると、相反するのではないのかなあっていうふうな思いがあります。

この被害者がつくる条例研究会っていうのがあるそうです。その中でその資料の中には、ここで転用した、居住する者、勤務する者、在学する者以外は、町内市町村で犯罪等の被害に遭った場合の支援については、この重要性を鑑みて18条っていう形で町民以外等の犯罪被害者等への支援というふうな条項を設けて定めているところもあるやに伺います。というようなことを、そのような資料もありますので、やはりこの辺については、町民以外の方にも範囲を広げるべきかというふうに私は思ったものですから、このような質疑をしているわけですがけれども、いずれにしても義務と権利っていうのは表裏一体だと思っていますので、その辺については十分に今後、これ規則でその辺も検討をなさっていただければありがたいなあというふうに思うわけですがけれども、その辺についてもし考えがあればお尋ねします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 工藤議員がおっしゃっている考えのほうも当然あると思いますが、今回、提案しているような考えもあるということで、どちらを選択するかということになるかと思えます。そもそもその遺族が町民でないところは出さないよというところがほとんどなんですね。うちの場合は町民が亡くなって、遺族が町民でなかった場合はいいよというふうにもしてますし、ほかの市町村ですと、それすら駄目なところもあつたりしますので、どこを取るかという考え方にはなるとは思うんですが、広く全体的なところを鑑みて、今後ほかの市町村でもこの条例ができていくということを期待して、我が町は町民ということに設定するというところで御理解を賜りたいと思えます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今工藤議員と総務課長の質疑を聞いていた中で、ちょっとお互いに誤解している点があるのかなというふうにちょっと感じたものですから、ちょっと質問させていただきます。

今質疑を聞いていると遺族見舞金、傷害見舞金を中心に議論されているようですが、今回制定する条例の本文見ますと町民の責務、町民等の責務ということで、二次被害などが生じないように、町民も事業者も配慮しなくないよという趣旨だと思います。そうしたとき、今の総務課長の答弁聞きますと、この犯罪被害者等ということで、あくまでも町民だけを見据えてつくられているようですけれども、やはり事業所であっても、町民であっても、やはり町外から来て、あるいは通学して、通勤している方で被害を受けた方が金銭的な見舞いじゃなくて、やはりその二次被害を受けないように、町民もあるいは事業者も努力しなくないよという趣旨だと思うんですね。

そうしますと、この犯罪被害者等ということで定義しておりますけれども、犯罪等により被害を受けた者及びその家族または遺族を言うということで、これ見ますと、あくまでもこれ町民だけを対象にして何ていうのかな、見舞金とかだけじゃなくて、二次被

害を受けないような支援策といいますかね、そういうのもやはり講じなくないと思いますので、やはり犯罪被害者等には町外から通勤している方、通学している方も含むというような形で列記しておかないと。ほんで、よその町から来ている人たちについては、そういう配慮まで努力しなくてもいいんだよというような捉え方をされることも危惧されるものですから、その辺をやはり。ただ、見舞金支給すんのは町に関わる方々だけだということで規則でうたっていると思いますので、この第2条の(2)の犯罪被害者等という文言の中には、そういう通勤、通学そういう方も含むということで入れておけば、工藤議員言ったやつと総務課長答弁したやつの整合が取れてくるのかなあというふうに考えたんですけども、その辺どのような考えなのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 全く福田議員のおっしゃるとおりで、前の工藤議員の質疑のときも1問目だったか、2問目だったか、答弁の際に、支援の申し出があった時点で、町民でなくても、あれだな、提案理由だな、その自治体との橋渡しをしますよというような説明をしております。ですから、犯罪被害に遭えば、まずは相談を受け付けますよと、それは当然の話であって、ただ、その見舞金の対象はあくまで町民というところになりますよというつもりで答弁はしておったんですが、そのように解釈されましたら、ちょっと大変私の説明不足ということになります。あくまでその支援の対象は、工藤議員が言うような町民等でございます。支援の対象。ただ、支給の対象は町民ですよということになりますので、その辺再度答弁させていただきます。大変失礼しました。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第6 常任委員の選任

○議長（中山 哲君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第4条第2項の規定により、議長においてそれぞれ指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、常任委員の選任については、議長が指名することに決しました。

それでは、ただいまから委員会条例第4条第2項の規定により、常任委員を指名いたします。

総務教育常任委員に白井幸吉議員、河野 諭議員、佐藤貞善議員、工藤昭憲議員、今野公勇議員、福田 弘議員、そして私中山 哲の7名であります。

続いて産業民生常任委員に大内直子議員、佐藤 忍議員、相原和洋議員、小川一男議員、天野秀実議員、山田康雄議員、以上の6名であります。

○議長（中山 哲君） ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩をいたしますが、休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

また、各常任委員会から、議会広報常任委員を3名、議会運営委員を3名それぞれ選出していただきます。

それでは暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

先ほど各常任委員会が開催され、委員長及び副委員長がそれぞれ選任されましたので、その結果を報告いたします。

総務教育常任委員会の委員長に今野公勇議員、副委員長に河野 諭議員。

産業民生常任委員会の委員長に天野秀実議員、副委員長に相原和洋議員、以上のとお

りそれぞれ選任されました。

この際、各常任委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。初めに、総務教育常任委員会今野公勇委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。今野公勇委員長。

〔総務教育常任委員長 今野公勇君 登壇〕

○総務教育常任委員長（今野公勇君） ただいま総務教育常任委員長に選任されました今野公勇であります。以前に教育民生常任委員長拝命していた当時、小中一貫教育についていろいろ調査し、その後、平成26年に色麻学園が開校いたしました。以来、令和4年度には9年目にあたります。つまり、小学校1年生で入学した児童たちが中学3年生となり、その教育の成果が現れるものと期待をしております。このときに総務教育常任委員長として、少しでも色麻学園の力になれるよう、また、町全体の発展に寄与できるように精進するつもりであります。議員諸侯の特段の御指導よろしくお願いを申し上げまして、就任の挨拶といたします。

○議長（中山 哲君） 次に、産業民生常任委員会天野秀実委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

〔産業民生常任委員長 天野秀実君 登壇〕

○産業民生常任委員長（天野秀実君） 天野でございます。何分少ない議員数の中で、それぞれの皆さんが役割を分担しながら委員長なり、副委員長なり、各委員を務めなければならないという中で、たまたま私が委員長として選出されることになりました。この際、委員の皆さんの意見をしっかりと集約しながら、町民の皆さんの付託と幸せに応えられるような委員会活動を委員各位の皆さんとともに作り上げていきたいと考えております。2年間どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、各常任委員長の就任の挨拶は終わりました。

日程第7 議会広報常任委員の選任

○議長（中山 哲君） 日程第7、議会広報常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会広報常任委員の選任については、委員会条例第4条第2項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議会広報常任委員は、議長が指名することに決しました。

それでは、委員会条例第4条第2項の規定により、議会広報常任委員を指名いたします。

議会広報常任委員に相原和洋議員、白井幸吉議員、小川一男議員、工藤昭憲議員、今野公勇議員、山田康雄議員、以上の6名であります。

○議長（中山 哲君） ただいま指名したとおり、議会広報常任委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、議会広報常任委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩をいたしますが、休憩中に議会広報常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

それでは暫時休をいたします。

午前 11時48分 休憩

午後 0時02分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

先ほど議会広報常任委員会が開催され、委員長及び副委員長がそれぞれ選任されましたので、その結果を御報告いたします。

議会広報常任委員会の委員長に山田康雄議員、副委員長に白井幸吉議員、以上のとおりそれぞれ選任されました。

この際、議会広報常任委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。議会広報常任委員会山田康雄委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

〔議会広報常任委員長 山田康雄君 登壇〕

○議会広報常任委員長（山田康雄君） ただいま議会広報常任委員会委員長に就任いたしました山田康雄でございます。くしくも当選回数が多いというたった一言の理由で、委員長に就任させていただきました。議会広報常任委員の方々、すばらしいスタッフでございますので、委員長を支えていただくことを期待いたしまして、そしてまた、色麻町の議会分かりやすく、町民に分かりやすい広報を伝えたいと思いますので、どうか皆さんよろしくをお願いいたしまして、就任の挨拶に代えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（中山 哲君） 以上で、議会広報常任委員長の就任の挨拶は終わりました。

日程第8 議長の常任委員辞任の件

○議長（中山 哲君） 日程第8、議長の常任委員辞任の件を議題といたします。

先例により、議長は一旦総務教育常任委員になった後、議会の同意を得て、当該常任委員を辞任することとなっております。

したがいまして、私総務教育常任委員を辞任したいと思います。なお、本件は一身上に關することであり、除斥に該当しますので、副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後0時06分 再開

〔議長中山 哲君退場、12番福田 弘君議長席に着席、出席議員12名〕

○副議長（福田 弘君） 休憩を閉じて会議を開きます。

議長の一身上に関する件でありますので、議長と交代して副議長が議事を進めます。

○副議長（福田 弘君） お諮りいたします。議長の総務教育常任委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福田 弘君） 御異議なしと認めます。よって、議長の総務教育常任委員の辞任を許可することに決しました。

それでは、議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後0時08分 再開

〔副議長福田 弘君議長席退席、議長中山 哲君入場、出席議員13名〕

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第9 議会運営委員の選任

○議長（中山 哲君） 日程第9、議会運営委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第4条第2項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任については、議長が指名することに決しました。

それでは、委員会条例第4条第2項の規定により、議会運営委員を指名いたします。

議会運営委員に大内直子議員、相原和洋議員、河野 諭議員、佐藤貞善議員、今野公勇議員、天野秀実議員、以上の6名であります。

○議長（中山 哲君） ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩をいたしますが、休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

それでは暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後0時18分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

先ほど議会運営委員会が開催され、委員長及び副委員長がそれぞれ選任されましたので、その結果を御報告いたします。

議会運営委員会の委員長に相原和洋議員、副委員長に河野 諭議員、以上のとおりそれぞれ選任されました。

この際、議会運営委員長より、就任の御挨拶をお願いいたします。議会運営委員会相原和洋委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。相原和洋議員。

〔議会運営委員長 相原和洋君 登壇〕

○議会運営委員長（相原和洋君） ただいま議会運営委員会委員長を拝命しました相原でございます。議会の要というべき、議運の委員長を務めることに大変恐縮の思いでございます。議会の合議体のもと、スムーズな議会運営に携われるよう努めてまいりますので、議員諸侯の皆様におきましては、ひとつよろしくお願いしたいということを念頭に上げ、挨拶に代えたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、議会運営委員長の就任の御挨拶は終わりました。

本日決定した議会内部の構成は、一部事務組合議会議員に直接関わりがありますので、私から御説明を申し上げます。御了承をいただきたいと思います。

加美郡保健医療福祉行政事務組合の議会議員には、組合規約により、正副議長及び所管の常任委員会の正副委員長の職にある者が当たると規定されております。よって、議長の私と福田 弘副議長が引き続き在任し、新たに本日就任した産業民生常任委員長の天野秀実議員及び副委員長の相原和洋議員が組合議員となりますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 以上をもって色麻町議会定例会2月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日2月8日から次の会議までを休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日２月８日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後０時２２分 散会
